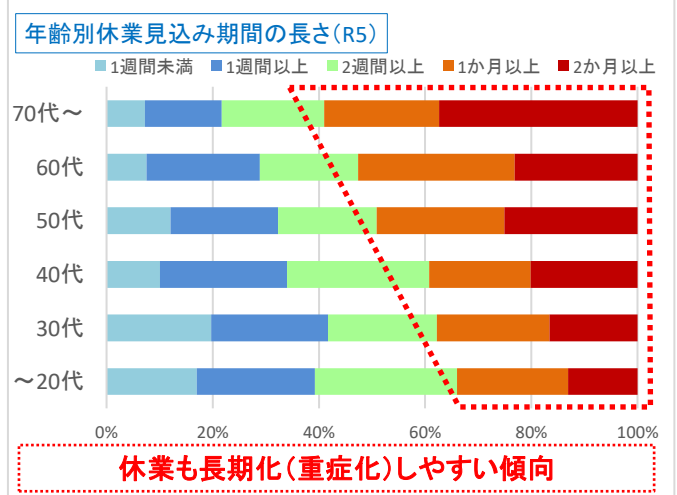
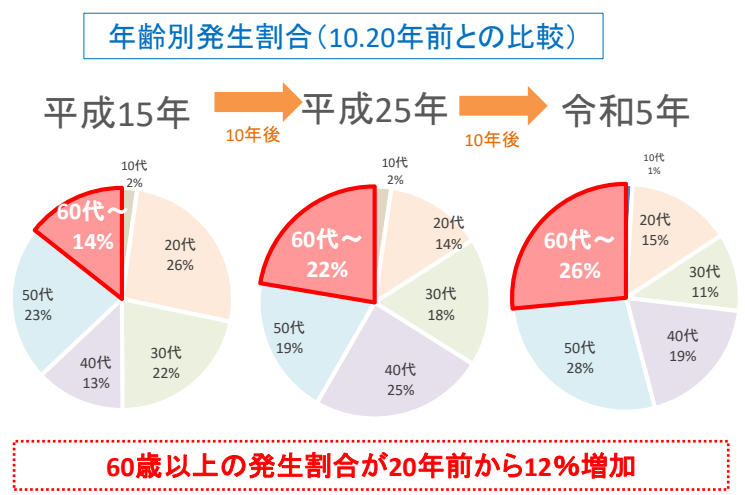
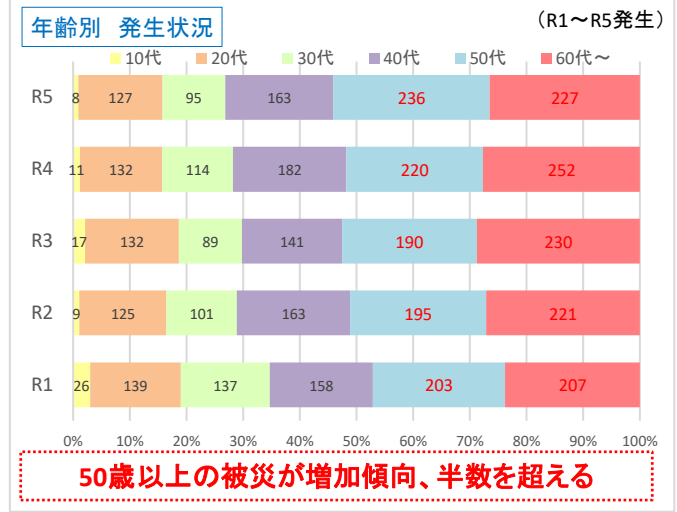
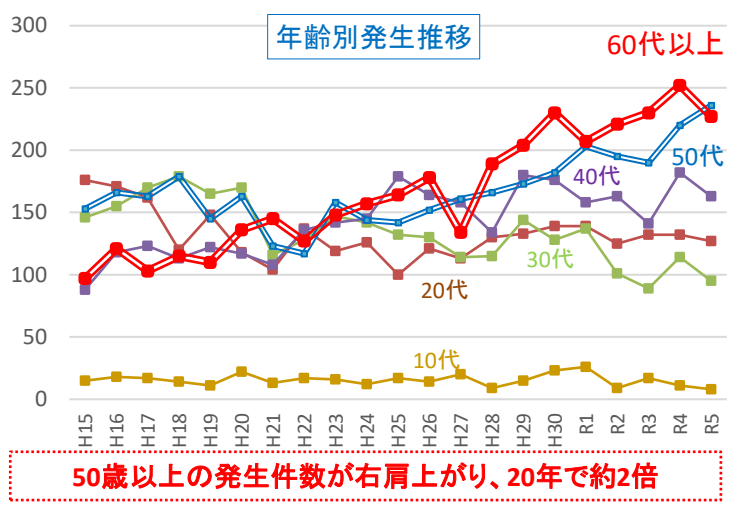


職場で働く高年齢労働者の労働災害防止と健康確保

～高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン～

新宿署管内(新宿、中野、杉並区)の年齢別の労働災害の発生状況



エイジフレンドリーな職場づくりのポイント

ポイント① 『トップの方針表明』と推進するための『体制整備』

- 経営トップが「高年齢労働者の災害防止対策に取り組む方針」を表明
対策の担当者や労働者の意見を聞く機会(安全衛生委員会等)を整備
- 危険源の特定(リスクアセスメントの実施)
身体機能の低下による労働災害リスクの洗い出しと具体的対策

「高年齢者の心身の特徴」を理解し、受け入れる体制



ポイント② 『職場環境の改善』

- 身体機能の低下を補う設備、装置(ハード面)や作業内容等(ソフト面)の改善

通路を含め作業場所の照度を確保する

警報音等は聞き取りやすい中低音域の音、パトライト等は有効視野を考慮

階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消する

不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の高さや作業対象物の配置を改善する

例えば戸口に段差がある時
解消できない危険箇所に標識等で注意喚起

ポイント③ 『体力や健康状況』の把握と対応

□健康診断・体力チェックで把握 体力・健康状態に応じた対応

体力チェックを
導入しましょう！

体力チェックの一例 詳しい内容は→



転倒等リスク評価セルフチェック票

① 身体機能計測結果

② スタビリティ (歩行能力・筋力)

③ 足関節可動域 (柔軟性)

④ フロントオウリチ (動的バランス)

⑤ 静片立止 (静的バランス)

⑥ 動片立止 (動的バランス)

⑦ 静的バランス (閉眼)

⑧ 動的バランス

⑨ 敏捷性

⑩ 歩行能力・筋力

⑪ 静的バランス (閉眼)

⑫ 動的バランス

⑬ 敏捷性

⑭ 歩行能力・筋力

⑮ 静的バランス (閉眼)

⑯ 動的バランス

⑰ 敏捷性

⑱ 歩行能力・筋力

⑲ 静的バランス (閉眼)

⑳ 動的バランス

㉑ 敏捷性

㉒ 歩行能力・筋力

㉓ 静的バランス (閉眼)

㉔ 動的バランス

㉕ 敏捷性

㉖ 歩行能力・筋力

㉗ 静的バランス (閉眼)

㉘ 動的バランス

㉙ 敏捷性

㉚ 歩行能力・筋力

㉛ 静的バランス (閉眼)

㉜ 動的バランス

㉝ 敏捷性

㉞ 歩行能力・筋力

㉟ 静的バランス (閉眼)

㊱ 動的バランス

㊲ 敏捷性

㊳ 歩行能力・筋力

㊴ 静的バランス (閉眼)

㊵ 動的バランス

㊶ 敏捷性

㊷ 歩行能力・筋力

㊸ 静的バランス (閉眼)

㊹ 動的バランス

㊺ 敏捷性

㊻ 歩行能力・筋力

㊼ 静的バランス (閉眼)

㊽ 動的バランス

㊾ 敏捷性

㊿ 歩行能力・筋力

身体機能計測の評価数字を
黒字でレーダーチャートに黒字で記入

レーダーチャートに黒字で記載

レーダーチャートに赤字で記載

そのほかの項目は赤字で記入

□勤務形態

短時間勤務、隔日・交代勤務
休憩時間の確保
作業時間、作業の負担等考慮
適正な業務の提供・・・etc

□健康づくり活動

心身両面にわたる健康保持増進
健康経営、コラボヘルスの観点から
健康づくり

例えば・・・

ロコモティブシンドローム予防を意識した健康づくり
身体機能の維持向上の支援
運動する時間・場所の提供、機器の配置



▼取組の例▼

転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」
<https://youtu.be/9JG6oXS8IY>
(令和元年度厚生労働科学研究費補助金 労働安全衛生総合研究事業「エビデンスに基づいた転倒予防体操の開発およびその検証」の一環として製作)

詳しい内容は



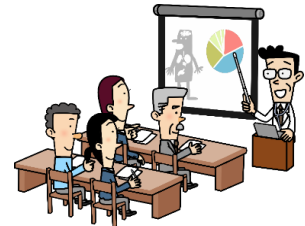
ポイント④ 『安全衛生教育』

<高年齢労働者に対する教育>

- 時間をかけた丁寧な指導(特に初めての作業は、文字や言葉以外に写真や図や映像を用いる)
- 身体機能の状態が労働災害リスクに関係すること
- 自己管理の向上(健康状態の把握、生活習慣の改善、体力の向上・維持)

<管理監督者(教育を行う者)への教育>

- 高年齢労働者の特徴や災害の傾向と対策



高年齢労働者の安全衛生対策の情報は【厚生労働省ホームページ】に掲載されています。

厚生労働省

高年齢労働者の安全衛生対策について

労働環境は年々40以上の高年齢者が増え、60以上の高年齢者がいる割合は、近年増加傾向にあります。高齢者の減少が一層顕著となり、高齢者が安心して働ける職場環境の実現が求められています。

<ガイドラインの解説>



<資料・リーフレット・動画>



<その他>

- ・エイジフレンドリー補助金
- ・高年齢労働者安全衛生対策実証等事業
- ・人生100年時代に向けた高年齢労働者の安全と健康に関する有識者会議

コチラ



<エイジフレンドリー補助金>

中小企業事業者の皆さまへ

【令和6年度(2024年度)版】

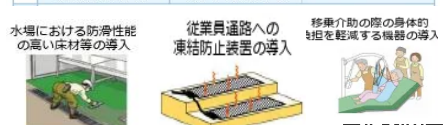
「令和6年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

この補助金は、「(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会(以下「コンサルタント会」という。)」が補助事業の推進業務(補助事業)となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

■ 高年齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒や腰痛を防止するための専門家による運動指導等、労働者の健康保持増進のために、エイジフレンドリー補助金を是非ご活用ください。

補助金申請受付期間 令和6年5月7日～令和6年10月31日

- ① 高年齢労働者の労働災害防止対策コース
- ② 転倒防止や腰痛予防のためのスベーツ、運動指導コース
- ③ コラボヘルスコース



補助要件、対象の中小企業対象となる取組等詳細は

コチラ

